



社会貢献活動団体

NGO外反母趾研究会
NGO Hallux Valgus Study Group



いつまでも健康に歩ける社会へ

NGO外反母趾研究会 会則

第1章 総則

【名称】

第1条 この会は“NGO 外反母趾研究会”（英文表示、NGO Hallux Valgus Study Group）（以下「本会」という）と称する。

【本会則の目的】

第2条 本会は、本会の会則に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として、本会則を定める。

【目的及び事業】

第3条

1. 本会は、「子どもの足の健全な育成」「保健、健康促進」「それらの目的を達成するために、小中学生、その他教育に携わる人、職場で働く人、シルバークラスを対象に各種団体とも協働し、健康な足でいつまでも歩ける環境作りの促進を目的とする。

【事務所】

第4条

1. この会の事務所を東京都中央区日本橋室町1丁目11番12号日本橋水野ビル7階に置く。
2. 本会は、理事会の決議により、支部を設けることができる。

第2章 会員

【会員の種類】

第5条 本会の会員は、理事長に承認された個人を言い、その種類は「研究会員」「賛助会員」「名誉会員」の3種の会員を置く。

(1) 一般会員 本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した一般の個人で、別に定める年会費を納める者。

(2) 研究会員 入社申し込み書を代表理事に提出し、理事会の承認を得た者。

(3) 名誉会員 本会の目的に賛同し、本会の進歩発展に多大な寄与、特別に功勞のあった者、もしくは本法人の理事会で承認された個人、または法人。

(4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、理事会で承認され入会した一般の個人もしくは法人で、別に定める入会金・年会費を納める者。

(5)

【入会】

第6条

1. 研究会員・賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、理事長に申し込むものとする。理事長に承認された後、当該年度の年会費の納入をもって、研究会員としての権利を行使できるものとする。

2. 名誉会員として入会された者は、入会の手続きを要しない。本人の承諾をもって会員となることができ、年会費を納めることを要しない。

【会費】

第7条

1. 研究会員・賛助会員は本会が定める入会金・年会費を定めた期限までに納入しなければならない。

2. 研究会員は、入会金・年会費は次に定める額とする。

入会金 5,000円 入会時に支払う。

年会費 3,000円 入会時に支払う。

次年度からは毎年7月末までに支払う。

3. 一般会員は、年会費3,000円を毎年支払う。

4. 名誉会員は、入会金、年会費を免除する。

5. 賛助会員は、年会費10,000円を毎年支払う。

【退会】

第8条

1. 研究会員は、理事長が別に定める退会届に必要な事項を記入し、理事長に提出して、任意に退会することができる。ただし、第9条及び第10条に定める会員資格の喪失または退会に際しては、本会が発行した会員証、指定書類を理事長（代表者）に返却しなければならない。

2. 退会者は本会の許可により使用を認めた名称、ロゴマーク等の使用を速やかに中止するものとする。

3. 本会が発行した認定証等は、退会した時点で認定期間中であってもその認定は無効となる。これは第9条及び第10条で定める会員資格喪失の際も同じとする。

4. 一般会員は、年会費の入金が無い場合は、退会となる。

【会員資格の喪失】

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をし、受理されたとき。

(2) 本人が死亡し、又は本会からの連絡が取れなくなったとき。

(3) 正当な理由なく、継続して2年以上にわたり、年会費を滞納したとき。

(4) 本会宛の誓約書が正当な理由なく未提出の場合。

(5) 除名されたとき。

【除名】

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の会則等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけたとき、又は目的に反する行為をしたとき。

【抛出品品の不返還】

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第3章 役員、職務、職員

【役員】

第12条

1. 本会に下記の役員を置き、詳細の職務分掌が別途規定する。

(1) 理事長

(2) 理事

(3) 顧問

(4) 監事

2. 本会の理事会（以下「会」という）の運営を円滑にするために、各種委員会を設置し、理事会で選出もしくは理事長が指名する委員長を置き、委員長の任命は理事長が行う。

3. 本会の運営が公正に行われているか、また外部から見た本会の運営に関する問題点を提案し、指導できる第三者機関として、外部委員会を設置する。

4. 本会の事務的な運営責任者として、また理事長の直轄職務を行う者として、理事の中もしくは理事長が指名する常勤の事務センター職員を置くことができる。

【選出、任命等】

第13条

1. 理事長は理事会において互選により選定する。

2. 理事及び監事は、正会員の中から理事会において選出される。

3. 監事は本会の職員を兼ねることはできない。

4. 顧問は、理事長が任命する。

5. 外部委員会のメンバーは有識者で構成し、その選出は理事長が行う。

【任期等】

第14条

1. 理事長、理事、監事、顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし理事会で認められた場合は、この限りではない。

4. 外部委員会のメンバーは原則的には任期を設けないが、退任については本人が理事長への申し出に基づき対応する。

【職務】

第15条

1. 理事長は本会を代表し、その業務を総括する。
2. 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。また、本会の役員として、理事会を構成し、委員会を組織して、会則の定め及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。

3. 監事は本会の財産および理事の業務執行を監査する。また、本会の監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実あることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

4. 前項の報告をするために必要がある場合には、総会の招集ができる。また、理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求できる。

5. 顧問は、本法人の運営を広い見地に立ち、本会の目的である活動の補佐と助言を行う。

6. 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が任命した理事がこれにあたる。

7. 外部委員会のメンバーは、本会の法律関係も含む助言、指導を理事長、その他役員に直接行える。細則は外部委員会で作協議し、明記する。

8. 事務センター職員は理事長、各役員の調整役として、また第三者機関の業務窓口を執り行い、業務執行については理事長の承認に基づき、職務を行う。

【職員】

第16条

1. 本会に、事務職員を置くことができる。
2. 理事長は常勤が可能な事務職員を任命することができる。
3. 原則、職員は会員の中から理事長が任命する。ただし、会員に適任者が不在の場合にはこの限りではない。

第4章 総会

【種別】

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

【構成】

第18条 総会は研究会員をもって構成する。

【開催】

第19条

1. 通常総会は年1回、理事長が招集する。
2. 臨時総会は、次の一に該当する場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認めたとき
 - ② 理事の3分の1以上、研究会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - ③ 会則により、監事から招集があったとき。
3. 総会は研究会員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、出席はやむを得ない事由で欠席する場合、委任状を以てかえることができる。
4. 総会の決議は、出席した研究会員の過半数を以て決定する。ただし、別に定めがある場合はこの限りではない。
5. 名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができるが、決議には参加できない。
6. 総会の議長は、その総会において、出席した研究会員の中から選出する。
7. 臨時総会は理事会からの請求があったとき、理事長はこれを招集しなくてはならない。

【表決権等】

第20条

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない研究会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、又は他の研究会員を代理人として評決を委任することができる。
3. 前項の規定により評決した研究会員は、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する研究会員は、その議事の議決に加わることができない。

【議事録】

第21条

1. 総会の議事については、議決事項を記載した議事録を作成しなければならない。
2. 総会決議における事項は、全会員に通知しなければならない。

【会員の参加】

第22条

1. 研究会員は総会に出席しなければならない。
2. やむを得ない事由で欠席する際は、開催日の10日前までに本会に委任状を提出しなければならない。

第5章 理事会

【構成】

第23条 理事会は理事、顧問を以て構成する。

【機能】

第24条 理事会は、この会則で定めるものの外、次の事項を決議する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない本会の執行に関する事項

【開催】

第25条 理事会は、次の各項に該当する場合に開催する

- ① 理事長が必要と認めたとき
- ② 理事会は、理事長の要請を受けた時、もしくは、理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があった時に開催される

【議長】

第26条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

【議決】

第27条

1. 理事会の議事は、理事、顧問総数の2分の1以上の出席（委任状出席含む）をもって行い、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 理事会を欠席する理事、顧問は、開催3日前までに、理事長宛に委任状を提出する義務を負う。
3. 理事、顧問は議決の際、必ず採決の意思表示をするものとする。

【経費】

第28条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

第6章 会則変更、解散及び合併

【会則の変更】

第29条 本会が会則を変更しようとするときは、理事会で協議し、総会に出席した研究会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

【解散】

第30条 本会は次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動法人に係る事業の成功の不能
- ③ 研究会員の欠乏
- ④ 合併
- ⑤ 破産

【残余財産の帰属】

第31条 本会の解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、地方公共団体に寄付もしくは譲渡するものとする。

【合併】

第32条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

【公告】

第33条 本会の公告は、会報、Facebook 等に掲示する。

第8章 事業年度及び事業報告、決算

【事業年度】

第34条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年の6月末日に終わる。

- 1、この会の事業報告書、活動計画書、貸借対照表等の書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長もしくは理事長が任命した者が作成し、幹事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。
- 2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第9章 雑則

【細則】

第35条 この会則の施行について、必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

1. 本会の発行する会員証に関する規定は、理事会で協議し別の規定で定める。
2. 本会が主催・後援するセミナー、イベント等に関する規定は、別の規定を理事会で協議し、申請書等で定める。

第36条 会員は次の場合、事前に本会の承諾を得なければ以下の行為をしてはならない。

1. 会員が本会の所属する個人、会の名称、写真、商標、著作物、その他の知的財産権の情報を使用する行為
2. 本会に所属する個人と、その名称、写真、商標、著作物、その他本会の知的財産に関わる情報を使用することについての契約を締結する行為

【附則】

第37条 本会の設立年月日は、2020年7月1日とする。

第38条 本会則は2020年7月1日から発布する。

第39条 本会則は2021年8月1日に改訂した

第40条 本会則は2022年7月1日に改訂した

第41条 本会則は2023年10月1日に改訂した